

住田町地域公共交通計画等策定支援業務委託プロポーザル審査基準

本業務の契約候補者の選定に当たっては、住田町地域公共交通計画等策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領の規定に基づき提案された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を下記の基準により審査を実施する。

(参加申込者が5者を超える場合)

- ① 実施要領9(2)の規定により、下記審査表1～3、8の評価基準において、審査委員が提案された企画提案書の事前審査を行い、上位5者を選定する。
- ② 審査会では、下記審査表4～7の評価基準において、審査を行い、①の評価点と4～7の評価点の合計点で契約候補者を決定する。

1 審査基準及び配点

	審査項目	事前審査項目	審査の観点	配点
1	業務体制	○	・円滑、確実に業務遂行するための適切な人員配置及び役割分担であるか。 ・業務実績がある技術者が本業務に適切に従事することができるか。	5
2	過去の実績	○	国や他の自治体において類似業務の実績が十分あるか	5
3	業務スケジュール	○	策定業務全体のスケジュールが現実的で効率的なスケジュールとなっているか	5
4	地域の特性、公共交通の現状整理		整理に活用するデータ、方法は適切かつ効果的なものか	20
5	町民の移動実態、ニーズ等の調査について		調査の実施に当たっての方法、体制は適切かつ効果的なものか	25
6	計画のとりまとめ		計画の策定に当たっての検討方法や方向性は、当町の現状を理解し、適切なものか。	25
7	プレゼンテーション		説明に説得力があり、意欲が感じられるか。また、質疑応答の対応は適切か。	5
8	価格評価点	○	他社の提示価格との比較	10
	合 計			100

2 評 価

評価項目	非常に評価で きる	概ね評価で きる	普通	あまり評価 できない	全く評価で きない
評価点	1.0	0.8	0.5	0.2	0.0

3 得 点

「1」の審査の観点ごとに定めた配点に、「2」の評価点を乗じた数を得点とする。